

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄	担当部局・担当課室	医政局地域医療計画課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) 第30条の14の2	類型	その他
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄については、環境や人体に与える影響が大きく、法令上の基準を満たした施設において適切に処理が行われる必要があるため。</p> <p>○事務・事業の内容 病院又は診療所から委託を受け、放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の廃棄を行う。</p>		
事務・事業の目的	病院又は診療所から委託を受け、放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の廃棄を行う。		
関連する政策目標等	—		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし。		
料金等・積算根拠	別紙のとおり。		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度） 集荷事業所数（複数計数なし）：824件 (同じ事業所を複数回集荷しても、1事業所として集計)</p> <p>○事業収入（令和3年度） 廃棄物受託金額：413,295,420円</p>		
国からの補助金等	○補助金・委託費等（令和3年度）：なし		

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、事務・事業の定期的検証を行っているところである。</p> <p>これまでに行った見直しは、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の基準、指定を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開した。
<p>事務・事業の必要性・有効性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事務・事業の必要性 診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄については、環境や人体に与える影響が大きく、適切に処理される必要がある。 ●事務・事業の妥当性 放射性廃棄物は発生者の責任で廃棄することが原則とされているが、発生者によって放射性物質の使用目的、事業規模、経営基盤が多岐にわたり、しかも大部分の発生者から発生する廃棄物はそれぞれは比較的少量であることから、発生者が個別に処分までの各工程を実施することは合理的でなく、特定の事業者が廃棄物の集荷、貯蔵、処理及び処分をそれぞれ集中的に実施することが合理的である。 （「RI・研究所等廃棄物作業部会報告書」（平成18年7月）） ●事務・事業の有効性 集荷・貯蔵・処理の体制が整っている指定法人に委託することが必要かつ有効である。
<p>事務・事業の執行体制の妥当性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○指定等を行う妥当性 日本アイソトープ協会では昭和34年より放射性廃棄物の集荷事業を実施しており、昭和59年より医療法施行規則第30条の14の2に規定する放射性物質等の廃棄の委託を受けている。集荷・貯蔵・処理の体制が、整っていることから、引き続き、当該指定法人が事業を継続することが適切と考えられる。 ○事務・事業実施主体の適格性 <ul style="list-style-type: none"> ●指定等の基準の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質等の廃棄を委託する際に、医療法施行規則第30条の14の2第3項に基づき条件を付しており、日本アイソトープ協会以外の者であっても要件を満たしていれば、指定法人となることは可能である。 ・同条第5項において、当該条件に違反したときはその指定を取り消すことができるとしている。 ・当該条件に基づき、定期的に立入調査を実施することで、適切な実施を担保している。 ・放射性物質等の廃棄には、厳格な管理体制が必要であることから、登録制ではなく、引き続き、指定制とすることが妥当である。 ●実施主体としての指定等法人の適格性 日本アイソトープ協会は、放射性廃棄物を安全確実に取り扱う技術的能力があり、研究所等廃棄物の集荷・貯蔵・処理に向けた取り組みに実績があること、関係者全員を視野に入れて公益的な視点で事業を行える団体であることから、適格であると考えられる。
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>—</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>本制度は、診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄を実施するに当たって必要な設備等を備えた施設のみを指定して診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄の実施を認めるものであり、診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄が適切に行われる観点から必要である。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

- ・ 公益法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
公益法人 (1 法人)			
公益社団法人 日本アイソトープ協会	昭和 59 年	03-5395-8021	別添参照

RI 廃棄物料金表

平成 30 年 4 月 1 日集荷分から適用

＜単位:円＞

分 類	容 量	通常料金	割増料金
可 燃 物	50ℓ	45,300	63,800
難 燃 物	50ℓ	56,700	81,000
不 燃 物	50ℓ	63,800	87,900
非 圧 縮 性 不 燃 物	50ℓ	116,500	138,100
動 物	50ℓ	46,700	65,600
無 機 液 体	25ℓ	49,100	66,200
焼 却 型 フィルタ ^{*1}	1ℓ当たり	840	1,200
焼却型チャコールフィルタ	1ℓ当たり	980	1,400
通常型 フィルタ	1ℓ当たり	1,100	1,600
通常型チャコールフィルタ	1ℓ当たり	1,620	2,000
有 機 液 体	25ℓ	149,000	—

*1 焼却型炭素繊維フィルタは焼却型フィルタの料金を適用します。
上記金額に消費税は含まれておりません。消費税は別途申し受けます。

令和 2 年 10 月 1 日集荷分から適用

＜単位:円＞

分 類	容 量	通常料金	割増料金
有 機 液 体 ^{*2}	10ℓ	63,300	—
有 機 液 体 ^{*3}	20ℓ	118,000	—

*2 10ℓポリ容器 1 個入 50ℓドラム缶に限り適用します。
*3 10ℓポリ容器 2 個入 50ℓドラム缶に限り適用します。
上記金額に消費税は含まれておりません。消費税は別途申し受けます。

◆ 放射能・線量当量率の制限値及び割増料金等について

(1) 放射能制限値

容器当たり（フィルタについては梱包当たり）の核種と集荷時における放射能は、下記の通りといたします。

- ① 固体廃棄物
 - ・ ^3H , ^{14}C , ^{125}I , ^{131}I $\leq 40\text{MBq}$
 - ・ その他の核種 $\leq 400\text{MBq}$
- ② 液体廃棄物（無機液体）
 - ・ ^3H , ^{14}C , ^{125}I , ^{131}I $\leq 2\text{kBq}/\text{m}\ell$
 - ・ その他の核種 $\leq 20\text{kBq}/\text{m}\ell$
- ③ 液体廃棄物（有機液体）
 - ・ 全核種 $\leq 2\text{kBq}/\text{m}\ell$

(2) 1センチメートル線量当量率制限値

集荷時における容器又はフィルタ梱包表面の1センチメートル線量当量率は $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下といたします。

(3) 割増料金

固体廃棄物、液体廃棄物（無機液体）の集荷時における放射能又は1センチメートル線量当量率が上記(1)、(2)の制限値を超えるものにつきましては、割増料金を適用いたします。ただし、割増料金の範囲は下記の通りといたしますので、ご注意ください。

- ① 放射能・・・放射能制限値の10倍以下
 - ② 1センチメートル線量当量率・・・1センチメートル線量当量率制限値の100倍以下
- ※液体廃棄物（有機液体）が上記(1)、(2)の制限値を超える場合は集荷対象外となります。

(4) 重量超過料金

重量 22kg （容器の重量を含む）を超える可燃物、難燃物及び動物につきましては、不燃物の料金を適用いたします。

(5) 特殊 RI 廃棄物

協会の廃棄物分類等から外れる RI 廃棄物につきましては、「特殊 RI 廃棄物」として集荷が可能なものもありますので、別途ご相談ください。